

役員等報酬規程

社会福祉法人 芙蓉福社会

社会福祉法人芙蓉福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芙蓉福祉会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 役員等が評議員会・理事会等に出席し、かつ同日に業務を行った場合報酬は支払わないものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表1、2、3に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表4の定めによるものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員等に対する報酬は毎月末日に銀行振込とする。

ただし、その日が休日に当たるときはその前日とする。

- (1) 非常勤役員等は、前項の規定は適用しない。
- (2) 非常勤役員等は、出席の都度現金にて支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

平成30年 3月11日より改正する。

令和 3年 6月16日より改正する。

令和 4年 6月21日より改正する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

| | |
|-----|--------------|
| 役職名 | 報酬の額 |
| 理事長 | 月額2,000,000円 |

別表2 (常勤役員等の賞与)

| | |
|---------|-----------|
| 夏期・冬期賞与 | 報酬月額×1か月分 |
|---------|-----------|

別表3 (常勤役員等の退職金算定式)

| |
|------------------|
| 最終報酬月額×在任年数×功績倍率 |
|------------------|

※上記在任年数は1か年単位と、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

| 在任年数 | 功績倍率 |
|------------|------|
| 5年以上10年以下 | 0.5 |
| 11年以上15年以下 | 1.0 |
| 16年以上20年以下 | 1.5 |
| 21年以上25年以下 | 2.0 |
| 26年以上30年以下 | 2.5 |
| 31年以上 | 3.0 |

別表4 (非常勤役員等の報酬)

| | |
|----------|---------|
| (1) 評議員 | 日額 |
| 評議員会への出席 | 21,000円 |

| | |
|------------|---------|
| (2) 理事 | 日額 |
| 理事会等会議への出席 | 21,000円 |

| | |
|-----------|---------|
| (3) 監事 | 日額 |
| 監事監査等への出席 | 21,000円 |